

# 大阪大谷大学大学院学則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 大阪大谷大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学問の真理と大乘仏教の精神を尊重し、学術の理論および応用を教授研究し、社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 本大学院は教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、自ら点検・評価に努める。

2 点検・評価の実施に必要な事項は、別に定める。

第 3 条 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程はこれを前期 2 年の課程および後期 3 年の課程に区分し、その前期 2 年の課程を博士前期課程(以下「前期課程」という。)として取扱い、後期 3 年の課程を博士後期課程(以下「後期課程」という。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程については前項の区分を設けないものとする。

第 4 条 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第 5 条 後期課程ならびに薬学研究科博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第 6 条 本大学院に次の研究科をおき、専攻を設ける。

研究科	専攻	課程
文学研究科	国語学国文学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	歴史文化学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程

2 前項の各専攻の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 国語学国文学専攻

上代から現代に至る日本語と日本文学における知識、また日本文化についての豊かな学識を備え、高い研究能力と教育能力を併せ持った人材を育成する。確固たる学力を駆使して、独創的かつ精緻な研究を構築し、学術の振興と文化の発展に寄与する。

### (2) 歴史文化学専攻

人類が過去に培い、育んできた歴史文化の証としての文化財を、歴史学、美術史学(西洋美術史を含む)、考古学の各領域から研究し、専門的研究者としての人材を育成し、独創的かつ精緻な研究を継承発展させ、学術の振興と文化の発展に寄与する。

### (3) 薬学専攻

6年制薬学部を基礎とし、近年の生命科学、化学、情報学、医療等の急速な進歩を踏まえて、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識および思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的人材を育成することにより、薬学、さらには広く社会に寄与する。

第7条 前期課程の修業年限は2年、後期課程の修業年限は3年とする。ただし、薬学研究科博士課程の修業年限は4年とする。

第8条 大学院の在学期間は、前期課程においては通算4年を超えることはできない。後期課程においては、通算6年を超えることができない。ただし、薬学研究科博士課程の在学期間は通算8年を超えることができない。

第9条 本大学院の入学定員・収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程			
		前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	国語学国文学専攻	6	12	3	9
	歴史文化学専攻	4	8	2	6
計		10	20	5	15
研究科	専攻	博士課程			
薬学研究科	薬学専攻	入学定員		収容定員	
		3		12	
計		3		12	

## 第2章 授業科目と単位制

第10条 本大学院の授業科目・単位数および履修方法については、別表1において定める。

第11条 文学研究科において、中学校教諭1種免許状・高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める、所要の単位を修得しなければならない。

2 専修免許状の所要資格を取得するための教科に関する専門教育科目は、別表1に定める授業科目のうちから修得しなければならない。ただし、下記授業科目は、専修免許状の所要資格を取得するための単位数に含めない。

国語学国文学専攻 「国語」

民俗学特殊研究	4単位
日本美術史特殊研究	4単位
日本語教育学特殊研究	4単位

歴史文化学専攻 「地理歴史」「社会」

歴史文化学外書講読Ⅰ 4単位

歴史文化学外書講読Ⅱ 4単位

3 文学研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許教科の種類
文学研究科	国語学国文学専攻	国語
	歴史文化学専攻	地理歴史(高等学校)
		社会(中学)

### 第3章 課程の修了および学位の授与

第12条 本大学院において、正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対しては、各科目の評価方法に基づいて評価し、評価基準を満たしたものに所定の単位を与える。

第13条 前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、本大学院学則別表1に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

第14条 後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上、薬学研究科博士課程では4年以上在学し、本学大学院学則別表1に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2 後期課程に3年以上、あるいは薬学研究科博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した者には、単位修得証書を授与する。

3 後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、博士の学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする前年度の2月5日までに所定の手続きを経なければならない。

4 後期課程単位修得退学者が大学を離れた後、改めて博士(課程博士)の学位論文提出を希望する場合、後期課程に再入学しなければならない。

第15条 学長は研究科委員会の議を経て、前期課程を修了した者には修士の学位を、後期課程または薬学研究科博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

第16条 本大学院において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

文学研究科

修士(国語学、国文学、文化財学、歴史文化学)

博士(文学)

薬学研究科

博士(薬学)

第 17 条 学位およびその授与についての必要事項は、大阪大谷大学学位規程において、これを定める。

#### 第 4 章 入学・編入学・休学・退学・再入学・復学

第 18 条 入学の時期は、学年の始め 4 月とする。

第 19 条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学手続きによって願出のものとする。

第 20 条 本大学院の前期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修学年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者

第 21 条 前期課程の入学志願者に対しては、学力検査を行う。

2 学力検査は、専攻科目についての筆記試験・外国語試験(国語学国文学専攻は外国語試験を除く。)・口述試験によって行う。

第 22 条 本大学院の後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で 24 歳に達した者

第 23 条 後期課程の入学志願者に対しては、学力検査を行う。

2 学力検査は、専攻科目についての筆記試験・外国語試験(国語学国文学専攻は外国語試験を除く。)・口述試験によって行う。

第 24 条 本大学院の薬学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 6 年制の薬学部を卒業した者
- (2) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 本大学院薬学研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号または第 2 号に定める課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳以上の者

第 25 条 薬学研究科博士課程の入学志願者に対しては、学力検査を行う。

2 学力検査は、書類審査、筆記試験・外国語試験・口述試験によって行う。

第 26 条 他の大学院の学生が、所属大学長の承認書を添えて、本大学院文学研究科に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがある。

第 27 条 入学を許可された者は、所定の期日に、所定の入学手続きを完了しなければならない。

2 前項の手続きを怠るときは、入学許可を取り消すことがある。

第 28 条 病気その他やむを得ない事由により、長期にわたり欠席しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、休学を願い出、許可を得て休学することができる。

2 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情のある場合は、引き続き一年に限り許可することがある。

3 休学期間は、前期課程は通算して 2 年、後期課程は通算して 3 年、薬学研究科博士課程は通算して 4 年を、それぞれ超えることができない。

4 休学期間は、所定の在学期間に算入しない。

第 29 条 休学者が復学しようとするときは、保証人との連署の上、復学を願い出、許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、原則として学年の始めとする。

第 30 条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者および他の大学院へ転学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、願い出なければならない。

第 31 条 正当な理由で退学した者または学則第 32 条第 3 号による除籍者が、再入学を願い出たときには、研究科委員会の議を経て許否を決定する。

2 再入学の時期は、学年の始めとする。

3 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

(1)第 8 条に定める在学年限を超えた者

(2)第 28 条第 3 項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(3)納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4)長期にわたり所在不明の者

(5)修業の見込みがないと認められる者

(6)法に定める在留資格が得られない者

(7)死亡した者

## 第 5 章 科目等履修生、聴講生および外国人留学生

第 33 条 薬学研究科における授業科目中の、一科目または数科目の履修を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げがない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する手続き等については、別にこれを定める。

第 34 条 文学研究科における授業科目中の、一科目または数科目の聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げがない限り、選考の上、聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する手続き等については、別にこれを定める。

第 35 条 外国人で本大学院に入学しようとする者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 文学研究科外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号の一つに該当する者に限る。

#### 前期課程

(1) 外国において、通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者。

(2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者。

(3) 本大学院において、前(1)(2)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者。(ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。)

#### 後期課程

(1) 外国の大学院において、修士の学位に相当する学位を得た者。

(2) 日本の大学院において、外国人留学生として修士の学位を得た者。

3 外国人留学生の取り扱いについては、大阪大谷大学大学院外国人留学生規程の定めるところによる。

4 薬学研究科外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号の一つに該当する者に限る。

#### 薬学研究科博士課程

(1) 外国の大学において、わが国の大学院修士課程または専門職学位課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位に相当する学位を有する者。

## 第 6 章 研 修 生

第 36 条 修士の学位を有し、本学の施設を使用して研修を希望する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て許否を決定する。

2 研修生に関する手続き等については、別にこれを定める。

## 第 7 章 入学検定料・納付金

第 37 条 入学(編入学・再入学を含む。)志願者は、入学検定料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 入学検定料の額は別表 2 に定めるところによる。

3 すでに納付した入学検定料は返還しない。

第 38 条 納付金とは入学金、授業料、科目等履修料、聴講料、研修料をいう。

2 納付金は所定の期日までに納付しなければならない。

3 納付金の額は別表 2 に定めるところによる。



- 4 納付期日等については、別にこれを定める。
- 5 休学中の納付金については、その休学期間が各期の全日にわたる場合に限り、別表 2 に定めるところとする。
- 6 学則第 14 条第 3 項および第 4 項により、博士の学位論文提出のため在学する時の授業料は、別表 2 に定める。
- 7 納付金を延納しなければならない事情があるときは、保証人との連署のうえ、所定の様式により延納願を提出し、許可を受けなければならない。
- 8 既納の納付金は、いかなる事情があろうともこれを返還しない。
- 9 前項にかかわらず、別表 3 に定める入学試験による合格者が所定の入学辞退期間内に入学辞退手続きを完了した場合に限り、入学金以外の納付金は返還することができる。

## 第 8 章 学生研究室

第 39 条 本大学院に、学生研究室を設ける。

- 2 学部の施設は、必要に応じ、大学院学生の授業・指導および研究のために用いることができる。

## 第 9 章 賞 罰

第 40 条 人物・学業ともに優秀な者には、表彰することがある。

第 41 条 学生が本大学院の学則に違反し、もしくは学園の秩序を乱し、または学生の本分に反する行為があったときは、その状況によって懲戒を行う。

- 2 懲戒は、譴責・謹慎・停学および退学の 4 種とする。

第 42 条 次の各号の一つに該当するときは、退学させる。

- (1) 第 41 条に基づき、本学園の秩序を乱したり、学生としての本分に反した者。
- (2) 正当な理由なくして学業を怠る者。

第 43 条 賞罰は、研究科委員会及び協議会の議を経て、学長が行う。

## 第 10 章 教員および運営組織

第 44 条 文学研究科では、本大学院における授業および研究指導は、「大学院設置基準」第 9 条に規定された資格を有する本学の教授・准教授が担当する。ただし、必要が生じた場合には、教授・准教授・講師が授業を担当することもある。なお、兼任講師に、授業の担当を委嘱することができる。

2 薬学研究科では、本大学院における授業および研究指導は、「大学院設置基準」第 9 条に規定された資格を有する本学の教授・准教授・講師が担当する。なお、兼任講師に、授業の担当を委嘱することができる。

第 45 条 本大学院文学研究科ならびに薬学研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は大学院担当教員をもって組織し、研究科長は、教授より互選する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。
- 4 研究科委員会の事務処理のため、若干名の職員を置く。

第 46 条 研究科委員会は、当該研究科の次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する事項
- (4) 大学院担当教員の選考に関する事項
- (5) 研究科の授業科目の増設・変更に関する事項
- (6) 学生の留学・休学・復学および賞罰に関する事項
- (7) 研究の指導および学位論文の審査に関する事項
- (8) 学則および諸規程の制定および改廃に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) 教員組織ならびに研究科長の選出に関する事項
- (11) 学生募集に関する事項
- (12) 科目等履修生・聴講生・研修生等に関する事項
- (13) 奨学生に関する事項
- (14) その他研究科の運営に関し、研究科長が必要と認めた事項

第 47 条 研究科委員会は、前条第 1 号および第 2 号に定める事項ならびに前条第 3 号から第 13 号までの事項のうちあらかじめ学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 研究科委員会は、前項に規定する場合のほか、前条各号に掲げる事項について、学長等の求めに応じ意見を述べ、または、必要に応じ審議した結果を学長等に述べることができる。

第 48 条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議する機関として協議会を置く。

- 2 学長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 協議会は、学長、副学長、研究科長、学部長、その他協議会規程に定める者をもって構成する。

第 49 条 協議会は、次の事項を審議・調整する。

- (1) 教育課程編成の基本的方針に関する事項
- (2) 学則および諸規程の制定、および改廃に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 組織に関する事項
- (5) 教育職員の人事に関する事項
- (6) 研究科・専攻の新設・改廃に関する事項
- (7) 学生募集に関する重要な事項
- (8) 学生の厚生補導および賞罰等、その身分に関する事項
- (9) 学生定員に関する事項



(10) その他大学院の運営に関し、学長が必要と認めた事項

2 協議会に関して必要な事項は別に定める。

## 第 11 章 学 年 暦

第 50 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 51 条 一学年を、次の 2 期に分ける。

(1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後期 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで

第 52 条 休業日は次のとおりとする。授業を行わない。

(1) 日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 本学園創立記念日 10 月 14 日

(3) 春季休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

(4) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 19 日まで

(5) 冬季休業 12 月 23 日から翌年 1 月 6 日まで

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、臨時に休業日を定めることができる。

附 則

本大学院学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から改訂施行する。ただし、昭和 53 年 3 月 31 日までに入学したものの  
については、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年4月1日から改訂施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1

## 授業科目・単位数および履修方法

大学院文学研究科の各専攻における授業科目およびその単位数とその履修方法は、次の通りである。

## 文学研究科

## (1) 博士課程前期課程

## ア 国語学国文学専攻

授 業 科 目		単 位	＜履修方法＞
A	国語学演習	4	前期課程 (1) A および B の中から 5 科目を必修科目として履修する。 ただし、国語学を専攻する者は国語学演習 1 科目を、 国文学を専攻する者は国文学演習または漢文学演習 1 科目をこの中に含むものとする。 (2) 上記の 5 科目 20 単位を含め、A および B に C を加え た開講科目の中から 32 単位以上を取得することを要 する。 (3) 1 年次の履修単位に制限はない。ただし、2 年次にも 4 単位以上を履修するものとする。 (4) 学生は入学後所定の期日内に研究指導を担当する 指導教員を選び、その指導のもとに学位論文を作成 する。
	国文学演習 I	4	
	国文学演習 II	4	
	国文学演習 III	4	
	国文学演習 IV	4	
	国文学演習 V	4	
	漢文学演習	4	
日本語教育学演習	4		
B	国語学特殊研究	4	
	国文学特殊研究 I	4	
	国文学特殊研究 II	4	
	国文学特殊研究 III	4	
	国文学特殊研究 IV	4	
	国文学特殊研究 V	4	
漢文学特殊研究	4		
C	民俗学特殊研究	4	
	日本美術史特殊研究	4	
	日本語教育学特殊研究	4	

## イ 歴史文化学専攻

授 業 科 目		単位	<履修方法>
A	歴史文化学研究指導及び演習	4	
B	歴史文化学特殊研究Ⅰ	4	(1) Aについては、指導教員が担当する授業科目を、1年次および2年次に4単位ずつ、2年間で8単位を履修するものとする。
	歴史文化学特殊研究Ⅱ	4	
C	歴史文化学外書講読Ⅰ	4	(2) Bについては、いずれか1科目4単位を必修とする。 (3) Cについては、外書講読及び史料講読各4単位を必修とし、2年間で8単位以上を履修するものとする。
	歴史文化学外書講読Ⅱ	4	
	歴史文化学史料講読Ⅰ	4	
	歴史文化学史料講読Ⅱ	4	
D	歴史文化学課題研究Ⅰ	4	(4) Dについては、2年間で8単位以上を履修するものとする。 (5) A以外については、すでに単位を修得した授業科目を重ねて履修することはできない。 (6) 上記条件を満たし、32単位以上を開講科目の中から修得することを要する。 (7) 1年次の履修単位に制限はない。ただし、2年次にも4単位以上を履修するものとする。 (8) 入学後、所定の期日内に研究指導を担当する教員を決定し、その指導のもとに履修科目を選定し、学位論文を作成する。
	歴史文化学課題研究Ⅱ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅲ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅳ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅴ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅵ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅶ	4	

## 文学研究科

## (2) 博士課程後期課程

## ア 国語学国文学専攻

授 業 科 目		単 位	<履修方法>
A	国語学演習	4	
	国文学演習Ⅰ	4	(1) A および B の中から 2 科目を必修科目とし、 その 2 科目 8 単位を含め、A および B に C を 加えた開講科目の中から 12 単位以上を履修 する。  (2) 学生は入学後、所定の期日内に研究指導を 担当する指導教員を選び、その指導のもとに 履修すべき科目の選定および学位論文を 作成する。
	国文学演習Ⅱ	4	
	国文学演習Ⅲ	4	
	国文学演習Ⅳ	4	
	国文学演習Ⅴ	4	
	漢文学演習	4	
	日本語教育学演習	4	
B	国語学特殊研究	4	
	国文学特殊研究Ⅰ	4	
	国文学特殊研究Ⅱ	4	
	国文学特殊研究Ⅲ	4	
	国文学特殊研究Ⅳ	4	
	国文学特殊研究Ⅴ	4	
漢文学特殊研究	4		
C	民俗学特殊研究	4	
	日本美術史特殊研究	4	
	日本語教育学特殊研究	4	



## イ 歴史文化学専攻

授 業 科 目		単位	<履修方法>
A	歴史文化学研究指導及び演習	4	
C	歴史文化学外書講読Ⅰ	4	(1) Aについては、指導教員が担当する授業科目を、 1年次から3年次に4単位ずつ、3年間で12 単位を履修するものとする。 (2) Cについては、選択履修科目とし、4単位以上を 履修するのが望ましい。
	歴史文化学外書講読Ⅱ	4	
	歴史文化学史料講読Ⅰ	4	
	歴史文化学史料講読Ⅱ	4	
D	歴史文化学課題研究Ⅰ	4	(3) Dについては、選択履修科目とし、4単位以上を 履修するのが望ましい。 (4) A以外については、すでに単位を修得した 授業科目を重ねて履修することはできない。 (5) 入学後、所定の期日内に研究指導を担当する 教員を決定し、その指導のもとに履修科目を選定 し、学位論文を作成する。
	歴史文化学課題研究Ⅱ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅲ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅳ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅴ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅵ	4	
	歴史文化学課題研究Ⅶ	4	

薬学研究科

博士課程

薬学専攻

授業科目		単位	履修方法
基盤科目	情報薬学特論	1	
	応用生物情報薬学特論	1	
	医薬品有機化学特論	1	
	複合生命薬学特論	1	
専門科目	地域医療薬学特論	2	
	食品機能学特論	1	
	チーム医療薬学特論	1	
	臨床薬物動態学特論	1	
	分子病態生化学特論	2	
	細胞工学特論	1	
	細胞解析学特論	1	
演習科目	医療国際比較演習	2	
	薬学総合演習	2	
	特別演習	4	
特別研究科目	特別研究	16	

別 表 2

## 入学検定料・納付金

種別		摘要	金 額
入学検定料			35,000 円 (受験時のみ)
入学金			200,000 円 (入学時のみ)
授業料	文学研究科		400,000 円 (年 額)
	薬学研究科		600,000 円 (年 額)
施設費	薬学研究科		100,000 円 (年 額)
学位 (課程博士) 取得のための 在籍に伴う授業料			200,000 円 (年 額)
科目等履修料			10,000 円 (1 単 位)
聴講料			14,000 円 (1 科 目)
研修料			100,000 円 (年 額)
休学中の納付金 <在籍料>			60,000 円 (各 期)

別 表 3

大学院一般 (A 日程・B 日程・C 日程)
大学院社会人 (A 日程・B 日程・C 日程)
大学院外国人留学生 (A 日程・B 日程)